

令和7年7月28日（月） 議会事務局企画調査課 担当者 北野・丸井（内線 3142） 外 線 076-225-1036
--

「石川県食品の有効活用の推進に関する条例」（案）に対する
パブリックコメントの実施について

県議会では、標記議員提案条例について、昨年10月から政策調査会において検討を重ね、このほど、条例（案）を取りまとめたところです。

つきましては、県民の皆様からも広くご意見をお伺いするため、下記のとおりパブリックコメントを実施することとしましたのでお知らせします。

記

1 意見募集の対象

別添「石川県食品の有効活用の推進に関する条例（案）の概要」

2 資料等の入手方法

（1）県議会ホームページからダウンロード

（2）閲覧、配布場所

県議会事務局企画調査課、県行政情報サービスセンター、小松県税事務所、
中能登総合事務所、奥能登総合事務所

3 意見募集期間

令和7年7月29日（火）～令和7年8月28日（木）

（郵送の場合は8月28日の消印有効）

4 意見の提出方法

所定の用紙に記入の上、郵送、FAX又は電子メールで提出（電話及び口頭での受付は不可）

5 提出先（お問い合わせ先）

石川県議会事務局企画調査課 企画・法制グループ

〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地

電 話：(076) 225-1036

FAX：(076) 225-1037

電子メール：gikai@pref.ishikawa.lg.jp

石川県食品の有効活用の推進に関する条例（案）の概要

第1 条例の目的

この条例は、食品の有効活用（食品の賞味期限や消費期限を正しく理解し、適切に食品を管理するなど食品の無駄を減らすための取組をいう。以下同じ。）に関し、県の責務並びに市町や食品関連事業者、消費者の役割を明らかにするとともに、食品の有効活用に関する施策の基本となる事項を定め、食品の有効活用を総合的に推進し、持続可能な社会の構築に寄与することを目的とする。

第2 県の責務

県は、食品の有効活用に関する施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、食品ロスの削減の推進に関する法律に規定する食品ロス削減推進計画を定める。

また、食品の有効活用に関する施策の推進に当たっては、国、市町、食品関連事業者等（食品の製造、加工、卸売若しくは小売又は食事の提供を行う事業者及び農林漁業者並びにこれらの者がそれぞれ組織する団体をいう。以下同じ。）、消費者、関係機関及び関係団体等と相互に連携を図る。

第3 市町の役割

市町は、国、県、食品関連事業者等、消費者、関係機関及び関係団体等と相互に連携を図りつつ、食品の有効活用に関する施策の推進に努める。

第4 食品関連事業者等の役割

食品関連事業者等は、食品の有効活用について積極的に取り組むよう努めるとともに、国、県及び市町が実施する食品の有効活用に関する施策に協力するよう努める。

また、規格外及び未利用の農林水産物等の更なる活用、フードバンク活動（食品関連事業者等その他の者から未利用食品等の提供を受け、生活の困窮、災害等により食品を必要とする者へ提供するための活動をいう。以下同じ。）を行う団体等に対する食品の提供、県内で生産された農林水産物及び県内で加工した食品（以下「県内農林水産物等」という。）の積極的使用に努めるとともに、相互に連携して地産地消（県内農林水産物等を県内で消費することをいう。以下同じ。）の推進に努める。

第5 消費者の役割

消費者は、食品の有効活用の重要性についての理解と関心を深め、食品の購入や保存、調理の方法を工夫し、食品の有効活用について自主的かつ持続的に取り組むよう努める。

また、地産地消に関する理解と関心を深め、県内農林水産物等を積極的に消費するよう努める。

第6 食品の有効活用に関する施策

県は、消費者が自主的かつ持続的に食品の有効活用に関する理解を深め行動するよう、消費者に対し、食品の無駄を減らすための購入や保存、調理方法、食品関連事業者等が行う食品の有効活用に資する取組等の普及啓発や必要な施策を講ずる。

また、災害用に備蓄する食品のうち備蓄すべき期間が経過したものについて有効活用を図る。

第7 食品関連事業者等の取組の促進

県は、食品関連事業者等の食品の有効活用に向けた取組を促進するため、人材の育成や必要な施策を講ずる。

また、食品関連事業者等に対し、未利用食品等の活用やその他の食品の有効活用の推進に資する先駆的な取組に関する情報提供を行う。

第8 関係者相互の連携及び取組の促進

県は、市町、食品関連事業者等、消費者、関係機関及び関係団体等が相互に連携し、効果的に食品の有効活用に向けた取組を行うよう、情報提供や普及啓発、必要な施策を講ずる。

第9 フードバンク活動に係る関係者相互の連携の強化

県は、フードバンク活動が円滑に行われるよう、フードバンク活動に係る関係者相互の連携の強化等を図るために必要な施策を講ずる。

第10 財政上の措置

県は、食品の有効活用に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努める。